

(教育委員会からの通知より抜粋)

1 マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- ・ 令和5年4月1日以降、幼児児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求める基本とすること。
- ・ ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、幼児児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない幼児児童生徒もいることなどから、学校園や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。幼児児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見がないよう適切に指導を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合には、教職員がマスクを着用する又は幼児児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- ・ また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう幼児児童生徒に指導すること。

(2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

- ・ 今後、各学校園において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1)のとおり、マスクの着用を求める基本とすること。
- ・ 国歌・校歌等の齐唱や合唱を行う時や、複数の幼児児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること。また、上記の間隔が確保できない場合は、マスクを着用するなど、感染症対策を行ったうえ、齐唱すること。